

令和8年4月17日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社 清水電気商会
業者の住所：愛知県豊川市国府町流霞87
- 指名停止措置期間：令和8年4月17日から令和8年7月16日まで（3ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事 実 概 要：
（株）清水電気商会は、令和8年3月3日開札の三重河川国道事務所発注「令和7年度 四日市管内照明設備整備工事」において、共通仕様書で定められた品質証明員を選出できないため、落札決定後に契約を辞退した。
- 指名停止措置理由：
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
15 (不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

〇問い合わせ先 総務部 契約課長 宮本 貴史
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号 (052) 953-8138